

奈良地方法務局長

佐藤淳一様

奈良県土地家屋調査士会

会長 藤村義朗



土地家屋調査士法第56条の規定による注意又は勧告について（報告）

当会の下記会員に対し、別添のとおり令和6年10月31日付け奈調発第122号により、土地家屋調査士法第56条の規定による注意又は勧告をしたので、土地家屋調査士法施行規則第39条に基づき報告いたします。

当会の意見

当会綱紀委員会の調査報告書及び、注意勧告理事会決議書によれば、本件事案には下記会員の行為において非違行為に該当する重大な違反事実が確認されました。

したがって、本件事案は業務停止1ヶ月にあたる懲戒処分相当と思料いたします。

記

- 1 会員氏名 [REDACTED]
- 2 事務所 [REDACTED]
- 3 登録番号 [REDACTED]

添付書類

令和6年第1号案件資料綴り（写し） 1冊

- ・会員提出資料
- ・綱紀委員会資料（綱紀委員会調査報告書を含む）
- ・注意勧告理事会資料（注意勧告理事会決議書を含む）
- ・注意勧告理事会の決議に基づく勧告

※注 添付書類などを含む。

以上

様式（注 10-1）

奈調発第 1 2 2 号

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

■■■■■ 殿  
（登録番号奈良第■■■■■号）

奈良県土地家屋調査士会

会 長 藤 村 義 朗



注意勧告理事会の決議に基づく勧告

令和 6 年 10 月 19 日に開催した当会注意勧告理事会では別添の注意又は勧告決定書のとおり、貴殿の土地家屋調査士としての執務について、注意又は勧告を行う旨決定しました。

同決定に基づき、貴殿に対しその使命及び職責を自覚し、土地家屋調査士法はもとより、法令をすべて遵守し国民の土地家屋調査士に対する信頼を回復するよう、土地家屋調査士法第 56 条及び本会会則第 106 条第 1 項によりここに勧告します。

なお、当会会則第 107 条第 1 項により、注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から 30 日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立てをすることができます。

以上

注意又は勧告決定書  
(事案番号 令和6年度第1号)

事務所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

登録番号 奈良第 [REDACTED] 号

注意勧告理事会は、次のとおり決定する。

主文

土地家屋調査士法第2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）

奈良県土地家屋調査士会会則第87条（品位保持等）、同会則第88条（会則等の遵守義務）に違反する行為について嚴重に注意する。

また、今後の業務取扱い等については、法令遵守を徹底することを勧告する。

理由

- 1 [REDACTED]土地家屋調査士は、酒気帯びのうえ、自己の自動車を運転して物損事故を起こし道路交通法違反にて刑事罰を受けたことが、土地家屋調査士法及び奈良県土地家屋調査士会会則違反に該当する。
- 2 上記の行為は、土地家屋調査士法第2条（職責）、同法第24条（会則の遵守義務）、奈良県土地家屋調査士会会則第87条（品位保持等）、同会則第88条（会則等の遵守義務）に違反している。